

条 例 の 構 成
－ た た き 台 －

第 1 3 回市民懇談会資料

第 1 2 回 条例の構成	第 1 3 回 たたき台
前文	前文
1 章 基本的事項（総則） ○目的 ○条例の位置づけ ○定義	1 基本的な事項 ①目的 ②条例の位置づけ ③定義
2 章 まちのあるべき姿 ○まちづくりの主体 ○人権尊重 ○子どもの権利 ○男女共同参画	2 まちのあるべき姿 ④基本理念
3 章 まちづくりの基本原則 ○市民自治 ○情報の公開と共有 ○参加制度 ○協働・連帯 ○説明責任	3 まちづくりの基本原則 ⑤市民自治の原則 ⑥参加と協働の原則 ⑦情報共有の原則 ⑧相互説明の原則 ⑨男女共同参画の原則
4 章 市民の役割と権利・責務 ○市民の役割 ○市民の権利 ○市民の責務	4 市民の権利及び役割と責務 ⑩まちづくりに参加する権利 ⑪情報を知る権利 ⑫子どもの権利 ⑬ ⑭市民の役割と責務 ⑮事業者の責務
5 章 市民のための議会 ○市議会の責務 ○市議会議員の責務	5 市民のための議会運営 ⑯議会の役割と責務 ⑰議員の役割と責務
6 章 市民のための行政 ○市長の役割と責務 ○執行機関の役割と責務 ○職員の責務 ○財政運営 ○行政評価	6 市民のための行政運営 ⑱市長の役割と責務 ⑲執行機関の役割と責務 ⑳市の職員の役割と責務 ㉑執行機関の組織 ㉒財政運営

<p>7章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み</p> <p>○総合計画等の作成</p> <p>○情報共有の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の公開及び提供 ・個人情報の保護 <p>○参加と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への参加 ・パブリックコメント手続制度 ・多様な参加と協働の機会の拡充 	<p>7 まちづくりの基本原則に基づく仕組み</p> <p>㉓情報公開</p> <p>㉔個人情報の保護</p> <p>㉕説明責任</p> <p>㉖行政評価</p> <p>㉗市民参加</p> <p>㉘総合計画</p> <p>㉙意見・要望・苦情等への対応</p>
<p>8章 いきいきと活動する市民</p> <p>○コミュニティの活性化の推進</p> <p>○市民活動団体の育成</p>	<p>8 いきいきと活動する市民</p> <p>㉚コミュニティの育成</p> <p>㉛まちづくり活動への支援</p>
	<p>9 住民投票</p> <p>㉜住民投票</p>
	<p>10 危機管理</p> <p>㉝災害などへの対応</p>
<p>9章 国や他の自治体との連携</p>	<p>11 国や他の自治体との連携</p> <p>㉞国や他の自治体との連携</p>
<p>10章 条例の検討及び見直し</p>	<p>12 条例の検討及び見直し</p> <p>㉟条例の検討及び見直し</p>